

第112期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年1月28日(木曜日) 午前10時
(受付開始午前9時)

開催場所

神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社 本社棟 2階 会議室

会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、極力、書面郵送による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場につきましてはご無理のないように、お願い申し上げます。

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

CONTENTS

第112期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
(提供書面)	
事業報告	12
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ohara-inc.co.jp/>) に掲載させていただきます。

また、本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ohara-inc.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含んでおります。

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について>

○株主の皆様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面郵送による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場につきましてはご無理のないように、お願い申し上げます。
- ・株主総会へご来場いただく株主の皆様におかれましては、マスク着用でのご来場をお願い申し上げます。マスク未着用の場合は、ご入場をお断りさせていただくことがございます。また、アルコール消毒にもご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の際は、検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様のご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・開催時間の短縮のため、事業報告の詳細な説明の省略など、例年よりも議事進行を簡潔に進めることを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいたきますようお願い申し上げます。

○当社の対応について

- ・株主総会会場は、ご来場の株主様の安全を図る観点からご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。
- ・株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用にて対応をさせていただきます。
- ・今後の状況しだいで運営を変更する必要がある場合などは、当社ウェブサイト (<https://www.ohara-inc.co.jp/>) にてお知らせいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は244,275,220円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年1月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役4名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	地位	取締役会への出席状況
1	再任	さいとう 齋藤 ひろかず 弘和	代表取締役社長執行役員	100.0% (11/11回)
2	再任	なかじま 中島 たかし 隆	取締役専務執行役員	100.0% (11/11回)
3	再任	あおき 青木 てつや 哲也	取締役常務執行役員	100.0% (11/11回)
4	再任	ごとう 後藤 なおゆき 直雪	取締役常務執行役員	100.0% (11/11回)
5	再任	社外 いちむら 市村 まこと 誠	取締役	100.0% (9/ 9回)
6	再任	社外 とくら 戸倉 ごう 剛	取締役	100.0% (11/11回)
7	再任	社外 独立役員 のきな 軒名 あきら 彰	取締役	100.0% (11/11回)
8	新任	社外 独立役員 まきの 牧野 ゆかこ 友香子	—	—

(注) 市村誠氏については、当社取締役に就任した2020年1月30日以降に開催された取締役会に関する出席状況を記載しております。

1. 齋藤 弘和 さいとう ひろかず (1959年9月24日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年 4月	当社 入社	2010年 1月	OHARA OPTICAL (M) SDN. BHD. 会長
1998年 5月	当社 経営企画室長	2010年 2月	小原光学（中山）有限公司 董事長
2002年 11月	小原光学（香港）有限公司 總經理	2013年 11月	当社 代表取締役社長 光製品事業部長 兼 光製品関連子会社統括
2002年 12月	小原光学（中山）有限公司 總經理		台湾小原光学股份有限公司 董事長
2003年 1月	当社 取締役		OHARA OPTICAL (M) SDN. BHD. 会長
2005年 1月	当社 常務取締役		小原光学（香港）有限公司 董事長
	小原光学（香港）有限公司 董事長	2016年 1月	当社 代表取締役社長執行役員 経営全般（現在）
2009年 1月	当社 代表取締役社長		
2009年 11月	台湾小原光学股份有限公司 董事長		

所有する当社の株式数	12,572株	取締役在任期間 (本総会終結時)	18年	取締役会への出席状況	100.0% (11/11回)
------------	---------	---------------------	-----	------------	-----------------

取締役候補者とした理由

齋藤弘和氏は、当社の経営企画部門、生産管理部門、営業部門、人事部門等の幅広い分野において豊富な業務経験を有し、海外子会社の社長も務め、2009年1月より代表取締役社長として当社を牽引してきております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営全般における強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し、取締役候補者となりました。

2. 中島 隆 なかじま たかし (1960年5月22日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1996年 5月	(株)日本FCI 入社	2013年 1月	当社 常務取締役 経営管理担当
1997年 2月	当社 入社	2013年 11月	当社 常務取締役 管理センター長
2004年 4月	当社 経理部長	2016年 1月	当社 取締役常務執行役員 財務、 管理管掌 兼 管理センター長
2005年 1月	当社 取締役 管理本部経理部長	2019年 1月	当社 取締役専務執行役員 コーポレ ート統括（現在）
2006年 5月	当社 取締役 経理部長		
2009年 1月	当社 常務取締役 経営企画・経理担当 兼 経理部長		

所有する当社の株式数	4,960株	取締役在任期間 (本総会終結時)	16年	取締役会への出席状況	100.0% (11/11回)
------------	--------	---------------------	-----	------------	-----------------

取締役候補者とした理由

中島隆氏は、当社の財務部門、管理部門における豊富な業務経験を有し、2005年1月より当社取締役として取締役会における協議、検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けたコーポレート統括として強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し、取締役候補者となりました。

3. 青木 哲也 (1958年9月28日生)

再任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月	当社 入社	2013年11月	当社 常務取締役 事業支援センター長 兼 調達部長
2000年11月	当社 材料生産センター技術部長	2016年1月	当社 取締役常務執行役員 営業、 マーケティング、知的財産管掌
2002年9月	当社 商品開発部長	2019年1月	当社 取締役常務執行役員 営業、 マーケティング統括 (現在)
2004年4月	当社 研究開発部長		
2006年5月	当社 人事部長		
2008年1月	当社 取締役 人事部長		
2011年1月	当社 常務取締役 業務監査、総務、 人事担当 兼 総務部長		

所有する当社の株式数	4,960株	取締役在任期間 (本総会最終時)	13年	取締役会への出席状況	100.0% (11/11回)
------------	--------	---------------------	-----	------------	-----------------

取締役候補者とした理由

青木哲也氏は、当社の研究開発部門、技術部門、人事・総務部門等における豊富な業務経験を有し、2008年1月より当社取締役として取締役会における協議、検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた営業、マーケティング面を中心とした強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

4. 後藤 直雪 (1965年2月22日生)

再任

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月	当社 入社	2016年1月	当社 取締役 退任 当社 上級執行役員 特殊品事業部長 Ohara Corporation 会長 (現在) OHARA GmbH 会長 (現在)
2000年11月	当社 情報製品事業部技術部長	2016年11月	当社 上級執行役員 特殊品事業部長 兼 特殊品技術部長
2005年1月	当社 製造技術部長	2019年1月	当社 取締役常務執行役員 生産、 技術、知的財産統括 兼 特殊品事業 部長 (現在)
2010年6月	当社 研究開発第二部長		
2011年1月	当社 取締役 研究開発担当 兼 研究 開発第二部長		
2011年3月	当社 取締役 研究開発担当 兼 研究 開発部長		
2013年11月	当社 取締役 特殊品事業部特殊品BU長		

所有する当社の株式数	3,719株	取締役在任期間 (本総会最終時)	2年	取締役会への出席状況	100.0% (11/11回)
------------	--------	---------------------	----	------------	-----------------

取締役候補者とした理由

後藤直雪氏は、当社の研究開発部門、技術部門等における豊富な業務経験を有し、エレクトロニクス事業を統括し、2019年1月より当社取締役として取締役会における協議、検討に積極的に貢献しております。このような実績を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた技術、研究開発面を中心とした強いリーダーシップを引き続き発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

5. 市村 誠

いちむら

まこと

(1967年5月12日生)

再任

社外

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年4月	(株)服部セイコー（現・セイコーホールディングス(株)）入社	2020年4月	セイコーソリューションズ(株)取締役・常務執行役員（現在）
2010年4月	(株)和光 総務部長	2020年12月	セイコーホールディングス(株) インキュベーションセンター長（現在）
2013年5月	セイコーホールディングス(株) 秘書室長		
2015年2月	同社 秘書・広報部長		
2016年6月	同社 秘書室長（現在）		
2019年6月	同社 取締役（現在）		
2020年1月	当社 社外取締役（現在）		

【重要な兼職の状況】

セイコーホールディングス(株) 取締役

所有する当社の株式数	0株	社外取締役在任期間 (本総会最終時)	1年	取締役会への出席状況	100.0% (9/9回)
------------	----	-----------------------	----	------------	---------------

社外取締役候補者とした理由

市村誠氏は、セイコーホールディングス(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、当社の社外取締役候補者としていたしました。

6. 戸倉 剛

とくら

ごう

(1958年12月22日生)

再任

社外

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	キヤノン(株) 入社	2016年4月	同社 執行役員 同社 イメージコミュニケーション事業本部長（現在）
2006年7月	同社 イメージコミュニケーション事業本部カメラ開発センターカメラ第一開発部長	2017年1月	当社 社外取締役（現在）
2011年1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部カメラ事業部カメラ商品企画部長	2019年4月	キヤノン(株) 常務執行役員（現在）
2013年1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部ICP第二開発センター所長		
2014年1月	同社 イメージコミュニケーション事業本部ICP第二事業部長		

【重要な兼職の状況】

キヤノン(株) 常務執行役員イメージコミュニケーション事業本部長

所有する当社の株式数	0株	社外取締役在任期間 (本総会最終時)	4年	取締役会への出席状況	100.0% (11/11回)
------------	----	-----------------------	----	------------	-----------------

社外取締役候補者とした理由

戸倉剛氏は、キヤノン(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、当社の社外取締役候補者としていたしました。

7. 軒名 彰 のきな あきら (1958年1月20日生)

再任

社外

独立役員

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1982年4月	日興証券(株) (現・SMBC日興証券(株)) 入社	2016年4月	日興システムソリューションズ(株) 代表取締役会長
2005年2月	日興コーディアル証券(株) (現・SMBC日興証券(株)) 取締役 ダイレクトマーケティング担当	2017年6月	日本郵便(株) 社外取締役 (現在)
2006年2月	同社 執行役員 ダイレクトマーケティング担当	2018年6月	上光証券(株) (現・北洋証券(株)) 代表取締役副社長
2009年10月	同社 常務執行役員 東日本・首都圏東本部長	2018年7月	ビジネスコーチ(株) 社外取締役 (現在)
2011年3月	同社 常務執行役員 西日本・近畿法人統轄	2019年1月	当社 社外取締役 (現在)
2014年3月	SMBC日興証券(株) 専務取締役 営業統轄 兼 総合法人本部長	2019年6月	北洋証券(株) 代表取締役会長 (現在)

【重要な兼職の状況】
北洋証券(株) 代表取締役会長

所有する当社の株式数	0株	社外取締役在任期間 (本総会終結時)	2年	取締役会への出席状況	100.0% (11/11回)
------------	----	-----------------------	----	------------	-----------------

社外取締役候補者とした理由

軒名彰氏は、SMBC日興証券(株)、日興システムソリューションズ(株)及び北洋証券(株)における、経営者としての豊富な知識・経験と幅広い見識等を活かして、経営陣から独立した立場で当社の経営全般に助言いただくことで、経営の透明性と健全性の維持向上及びコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、当社の社外取締役候補者としていたしました。

8. 牧野 友香子 まきの ゆかこ (1967年3月17日生)

新任

社外

独立役員

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年4月	オリックス(株) 入社	【重要な兼職の状況】
2003年10月	弁護士登録 (第二東京弁護士会)	原後綜合法律事務所 弁護士
2003年10月	原後綜合法律事務所 入所 (現在)	

所有する当社の株式数	0株	社外取締役在任期間 (本総会終結時)	—	取締役会への出席状況	—
------------	----	-----------------------	---	------------	---

社外取締役候補者とした理由

牧野友香子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その専門の見地から、経営陣から独立した立場で当社のコンプライアンス体制の構築・維持のために有効な助言をいただくことで、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に寄与することが期待できると判断し、新たに当社の社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市村誠氏、戸倉剛氏、軒名彰氏及び牧野友香子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 軒名彰氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。牧野友香子氏は本議案において選任のご承認をいただくことを前提に、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。なお、牧野友香子氏は、2021年1月まで当社と顧問弁護士契約を締結しておりましたが、顧問弁護士としての報酬は年間120万円と僅少であり、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 戸倉剛氏は、当社の特定関係事業者であるキヤノン(株)の業務執行者であります。
5. 当社は、市村誠氏、戸倉剛氏及び軒名彰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、牧野友香子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
6. 所有する当社の株式数には、2020年10月31日現在の役員持株会名義分を含んでおります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役杉田光義氏は本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、杉田光義氏の補欠として選任をお願いするものであり、候補者の任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了する2023年1月開催予定の第114期定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

い い づ か よ し な り
飯塚 良成 (1964年12月30日生)

新任

社外

独立役員

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1990年10月	センチュリー監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)入所	2005年6月	理想科学工業(株) 社外監査役(現在)
1994年8月	公認会計士登録	2010年1月	東日本ハウス(株)(現・(株)日本ハウスホールディングス) 社外監査役
2004年6月	新日本監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)退職		
2004年6月	税理士登録		
2004年7月	飯塚公認会計士税理士事務所開設 同所代表(現在)		

【重要な兼職の状況】

飯塚公認会計士税理士事務所 代表

所有する当社の株式数	800株	社外監査役在任期間 (本総会終結時)	—	取締役会への出席状況	—
				監査役会への出席状況	—

社外監査役候補者とした理由

飯塚良成氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、その知識・経験を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、新たに当社の社外監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 飯塚良成氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 飯塚良成氏は、社外監査役候補者であります。
3. 飯塚良成氏は、本議案において選任のご承認をいただくことを前提に、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 当社は、飯塚良成氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(ご参考)

本議案が承認可決されますと、監査役会の体制は次のとおりとなる予定であります。

	氏名	地位	監査役在任期間 (本総会終結時)
現任	はら だ 原 田 よし ひろ 洋 宏	常勤監査役	1年
現任	社外 たか ぎ 高 木 はる ひこ 晴 彦	監査役	1年
現任	社外 なが しま 長 島 かず ひこ 和 彦	監査役	3年
新任	社外 独立役員 いい づか 飯 塚 よし なり 良 成	監査役	—

以 上

(提供書面)

事業報告

(2019年11月1日から
2020年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、アジア、米国、欧州の各地域の景気は急速に悪化し、厳しい状況となりました。

当社グループの光事業の関連市場では、デジタルカメラは、従前から続く、需要減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が大幅に減少しました。エレクトロニクス事業の関連市場では、半導体露光装置向けは、堅調に推移したものの、FPD露光装置向けは、弱含みで推移しました。また、光通信向けの需要が増加しました。

なお、当連結会計年度における米ドル及びユーロの平均為替レートは、107.61円及び121.18円となり、前年度に比べて米ドルが約1.9%の円高、ユーロは約1.7%の円高で推移しました。

このような状況のもと、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

売上高は、光学機器用レンズ材の需要が大幅に減少したことやスマートフォン筐体向け硝材においてサプライチェーンの工程認定に遅延が生じたことなどから、17,873百万円（前年同期比23.6%減）となりました。

損益面では、売上総利益は、生産設備の稼働率が低下したことなどから、3,568百万円（同49.1%減）となりました。販売費及び一般管理費は、運送費が減少したことなどから、5,293百万円（同13.4%減）となり、営業損失は1,724百万円（前年同期は901百万円の営業利益）となりました。経常損失は、営業外収益として受取配当金および助成金収入を計上したことなどにより、1,319百万円（前年同期は1,146百万円の経常利益）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損失は、特別損失として減損損失を計上したことにより4,243百万円（前年同期は466百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、前連結会計年度より、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を変更しております。前年度の事業別の利益は変更後の測定方法に基づき作成したものを記載しております。

(光事業)

当事業の売上高は、光学プレス品の販売が低調に推移したことなどから、9,527百万円（前年同期比32.9%減）となりました。損益面では、生産設備の稼働率低下や子会社の清算に伴う追加費用を計上したことなどにより、営業損失は1,000百万円（前年同期は118百万円の営業利益）となりました。

(エレクトロニクス事業)

当事業の売上高は、光通信向けフィルター材の販売は増加したものの、FPD露光装置や宇宙・天文向け極低膨張ガラスセラミックスの販売が減少したほか、スマートフォン筐体向け耐衝撃・高硬度クリアガラスセラミックス「ナノセラム™」について、新型コロナウイルス感染症の影響による渡航制限により、サプライチェーンの工程認定に遅延が生じたことなどから、8,345百万円（前年同期比9.3%減）となりました。損益面では、生産設備の稼働率低下、新規熔解設備への研究開発費、棚卸資産の評価減を計上したことなどにより営業損失は724百万円（前年同期は782百万円の営業利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は814百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

・光事業 当社本社工場 光学ガラス製造設備

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

・エレクトロニクス事業 当社本社工場 特殊ガラス製造設備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入により充當いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 109 期 (2017年10月期)	第 110 期 (2018年10月期)	第 111 期 (2019年10月期)	第 112 期 (当連結会計年度) (2020年10月期)
売 上 高 (百万円)	24,628	28,221	23,407	17,873
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	2,242	3,705	1,146	△1,319
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	1,513	3,220	466	△4,243
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	62.23	132.37	19.16	△174.34
総 資 産 (百万円)	54,433	58,221	55,036	49,621
純 資 産 (百万円)	41,204	44,040	41,813	36,183
1株当たり純資産額 (円)	1,693.90	1,810.47	1,717.98	1,485.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行(信託E□)が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。
3. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第111期の期首から適用しており、第110期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
台湾小原光学股份有限公司	40,000千新台幣ドル	100.0%	光学プレス品の製造販売
台湾小原光学材料股份有限公司	500,000千新台幣ドル	100.0%	光学ガラスの製造
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	7,800千マレーシアリングギット	100.0%	光学プレス品の製造販売
株式会社オーピーシー	160,000千円	100.0%	精密研磨加工
株式会社オハラ・クオーツ	310,000千円	78.9%	石英ガラスの製造販売
足柄光学株式会社	36,000千円	100.0%	光学プレス品の製造販売
Ohara Corporation	300千米ドル	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
OHARA GmbH	51千ユーロ	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
小原光学（香港）有限公司	7,000千香港ドル	100.0%	光製品・エレクトロニクス製品の販売
小原光学（中山）有限公司	5,050千米ドル	100.0% (100.0%)	光学プレス品の製造販売

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合を内書しております。
2. 足柄光学株式会社は、清算手続き中の会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「常に個性的な新しい価値を創造して、強い企業を構築し、オハラグループ全員の幸福と社会の繁栄に貢献する」という経営理念のもと、コーポレートガバナンス（企業統治）の強化を図り、企業として社会に貢献できるよう努めるとともに、国際連合で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献すべく取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く経営環境は、デジタルカメラ市場の縮小に伴う需要減少は今後も続くものと見込まれます。デジタルカメラ向け光学ガラスに変わる新しい収益基盤を確立し、また変化する事業構造に合わせて人員配置や生産設備を最適化していく必要があると認識しております。

第112期は、第101期に掲げた「長期ビジョン2020」の最終年度となることから、第113期には新たな長期ビジョンを策定し発表する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が経済や企業活動に与える影響は広範囲であり、今後の感染拡大や収束時期等を予想することが困難であることから、長期ビジョンの発表を延期させていただきます。

第113期から第115期までの3カ年は、事業構造の立て直しと財務体質の改善を軸とした中期経営計画を策定いたしました。ナノセラム™を中心とした新製品の拡販によるエレクトロニクス事業の育成及び熔解設備の稼働率改善を実現することで、将来の収益基盤の構築を図ってまいります。新たな長期ビジョンにつきましては、足元の難局を乗り越えた後に、あらためて発表することといたします。

中期経営計画の内容は次の通りです。

① 中期経営計画（第113期～第115期）

新型コロナウイルス感染症の影響により世界経済は悪化し、経済活動が回復するまでには相応の時間を要するものと思われます。中期経営計画では、コロナ禍で落ち込んだオハラグループの業績回復を最優先課題として、『市場変化のスピードに負けない機敏性』『新陳代謝の加速』をスローガンとして事業活動に取り組んでまいります。

目標指標（第115期）

売上高	250億円以上
営業利益	30億円以上
ROE（自己資本利益率）	6.5%以上
エレクトロニクス事業売上高比率	50.0%以上

② 事業を取り巻く環境と課題への取り組み

(光事業)

デジタルカメラ市場は、従前から続く需要の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により市場の縮小が進んでおります。一方、プロジェクター、監視カメラ、車載カメラなどの分野では、画像の高精細化の進展により、品質の高い光学ガラスに対するニーズが高まることが見込まれます。

こういった環境を踏まえ、ガラスモールドレンズなど付加価値の高いレンズ加工品の販売比率を高めることに加え、モバイル、モビリティ、メディカルなど、デジタルカメラ以外の用途に向けたマーケティング活動や拡販活動に注力する事で、売上規模を確保してまいります。

(エレクトロニクス事業)

エレクトロニクス事業の関連市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的であり、露光装置は半導体向け、FPD向けともに需要の増加が見込まれます。また、光通信市場では、第5世代移動通信システム(5G)の環境整備に向けた設備投資が見込まれます。

こういった環境を踏まえ、露光装置、宇宙・天文向け及び光通信関連については、需要動向を的確に捉え、受注を獲得してまいります。耐衝撃・高硬度クリアガラスセラミックス「ナノセラム™」は、スマートフォン向けとして需要の増加が見込まれます。また、スマートフォンのみならず、素材の特性を生かした用途展開を目指し、車載用途等への拡販活動に注力してまいります。リチウムイオン伝導性ガラスセラミックス「LICGC™」は、全固体電池における実用レベルの特性実現を目指すとともに、液系リチウムイオン電池の特性向上につながる添加材としての拡販を進めてまいります。

(経営体質の強化)

市場環境の変化のスピードに負けないためには、組織の機敏性が不可欠となります。従来の組織業務や行動様式を再定義し、新陳代謝を加速させてまいります。また、光学ガラス需要の縮小を踏まえ、生産体制の再構築やエレクトロニクス事業へのシフトを進めるとともに、人員配置の最適化を行ってまいります。

(SDGsの達成に向けた活動)

当社グループは昨年コーポレートメッセージを策定し、「ひかる素材で、未来をひらく」というブランドスローガンと共に、オハラの使命を「生活・文化の向上」「フロンティア開拓」「地球環境の改善」と定義しました。

これらの使命の背景には、当社グループが解決したいと願う様々な社会課題があり、それは持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けたマテリアリティ(重要課題)と重なり合う

テーマでもあると考えています。

イノベーションの促進に寄与する新たな素材の開発、製造効率の向上による環境負荷低減、安全・安心な労働環境の整備、労働生産性の向上などの活動を通じて、当社グループが願う未来・社会の姿である「安心して快適な生活。」「創造と希望にあふれた社会。」「健やかな地球。」の実現、そしてSDGsの達成に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

オハラグループは、常に個性的な新しい価値を創造して、強い企業を構築し、オハラグループ全員の幸福と社会の繁栄に貢献します。

コーポレート・メッセージ

ブランドスローガン

ひかる素材で、未来をひらく

オハラが願う
未来・社会の姿

安心で快適な生活。
創造と希望にあふれた社会。
健やかな地球。

オハラの
使命

いつの時代も新たな素材の可能性を追求し、
多様なパートナーとともにかたちにすることで、
「生活・文化の向上」「フロンティア開拓」
「地球環境の改善」に貢献する。

オハラの提供価値

ひかる素材で、お客様の「できる」につなげる。

価値観・姿勢

真摯に向き合う
妥協なきものづくり
挑戦のグッドサイクルを回す
All OHARAでいく
互いに認め合い、成長しよう

(5) 主要な事業内容（2020年10月31日現在）

事業区分	主要製品
光事業	光学ガラス素材、光学機器用レンズ材
エレクトロニクス事業	極低膨張ガラスセラミックス、その他特殊ガラス、石英ガラス

(6) 主要な営業所及び工場（2020年10月31日現在）

当 社	本社及び工場	所在地
台湾小原光学股份有限公司	本社及び工場	神奈川県相模原市中央区
台湾小原光学材料股份有限公司	本社及び工場	中華民国台中市
OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.	本社及び工場	中華民国雲林県
小原光学（香港）有限公司	本社	マレーシア マラッカ
小原光学（中山）有限公司	本社及び工場	香港
株式会社オハラ・クオーツ	本社及び工場	中華人民共和国広東省
		和歌山県和歌山市

(7) 使用人の状況 (2020年10月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光事業	1,135 (28) 名	△176 (△72) 名
エレクトロニクス事業	313 (50) 名	70 (△11) 名
共通	60 (4) 名	8 (△1) 名
合計	1,508 (82) 名	△98 (△84) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
439 (38) 名	3 (△33) 名	41.9歳	16.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年10月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,644,200 千円
株式会社横浜銀行	1,599,850 千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,285,000 千円
株式会社三井住友銀行	550,000 千円
株式会社日本政策投資銀行	400,000 千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 76,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,450,000株
- ③ 株主数 8,344名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
セイコーホールディングス株式会社	4,702千株	19.32%
キャノン株式会社	4,694千株	19.29%
京橋起業株式会社	4,688千株	19.26%
三光起業株式会社	1,651千株	6.78%
株式会社トプコン	673千株	2.77%
セイコーインスツル株式会社	610千株	2.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	421千株	1.73%
オリンパス株式会社	400千株	1.64%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	281千株	1.16%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	164千株	0.68%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,110千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 自己株式には、「株式給付信託 (B B T)」制度の導入に伴い株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が保有する当社株式88千株が含まれております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	齋藤 弘和	経営全般
取締役 専務執行役員	中島 隆	コーポレート統括
取締役 常務執行役員	青木 哲也	営業、マーケティング統括
取締役 常務執行役員	後藤 直雪	生産、技術、知的財産統括 兼 特殊品事業部長
取締役	市村 誠	セイコーホールディングス(株)取締役
取締役	戸倉 剛	キヤノン(株)常務執行役員イメージコミュニケーション事業本部長
取締役	内田 省寿	
取締役	軒名 彰	北洋証券(株)代表取締役会長
常勤監査役	原田 洋宏	
監査役	高木 晴彦	セイコーホールディングス(株)常勤監査役
監査役	長島 和彦	キヤノン(株)常務執行役員経理本部副本部長
監査役	杉田 光義	弁護士法人原後総合法律事務所代表社員弁護士

- (注) 1. 取締役市村誠氏、戸倉剛氏、内田省寿氏及び軒名彰氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役高木晴彦氏、長島和彦氏及び杉田光義氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役原田洋宏氏は、当社の経営企画部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役高木晴彦氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役長島和彦氏は、他の会社の経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役内田省寿氏、軒名彰氏及び監査役杉田光義氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大 熊 右 泰	2020年1月30日	任期満了	社外取締役 セイコーホールディングス㈱専務取締役
久保田 桂 詞	2020年1月30日	任期満了	常勤監査役
三 上 誠 一	2020年1月30日	任期満了	社外監査役 セイコーホールディングス㈱常勤監査役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (5)	122,453 千円 (19,200)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 名 (4)	31,956 千円 (14,400)
合 計 (うち社外役員)	15 名 (9)	154,409 千円 (33,600)

- (注) 1. 上記には、2020年1月30日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)及び監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2011年1月28日開催の第102期定時株主総会において年額250百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2011年1月28日開催の第102期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、2016年1月28日開催の第107期定時株主総会において決議いただいた株式給付信託制度による当事業年度における株式給付引当金の繰入額(6,573千円)を含めております。なお、株式給付信託制度につきましては、2.に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。
5. 当社は、2016年1月28日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
6. 取締役については、業績に対する経営責任を明確にする観点から、固定的な報酬の他に、業績連動の報酬を支給することとしており、業績連動報酬については、取締役会で決議しております。上記の取締役の報酬等には、取締役3名(社外取締役を除く)に対する業績連動報酬額(3,200千円)を含めております。

⑤ 社外役員に関する事項（2020年10月31日現在）

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	市村 誠	セイコーホールディングス(株) 取締役	当社に対する持株比率が19.32%と筆頭株主ではありますが、製品販売等の取引関係はありません。
社外取締役	戸倉 剛	キャノン(株) 常務執行役員イメージコミュニケーション事業本部長	当社に対する持株比率が19.29%と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外取締役	内田 省寿	-	-
社外取締役	軒名 彰	北洋証券(株) 代表取締役会長	特別の関係はありません。
社外監査役	高木 晴彦	セイコーホールディングス(株) 常勤監査役	当社に対する持株比率が19.32%と筆頭株主ではありますが、製品販売等の取引関係はありません。
社外監査役	長島 和彦	キャノン(株) 常務執行役員経理本部副本部長	当社に対する持株比率が19.29%と筆頭株主につぐ大株主であり、かつ製品販売等の取引関係があります。
社外監査役	杉田 光義	弁護士法人原後綜合法律事務所 代表社員弁護士	特別の関係はありません。

□. 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席状況		取締役会及び監査役会における発言の状況
		取締役会	監査役会	
市村 誠	取締役	100.0% 9/9回	—	経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく観点から、事業戦略や営業、マーケティング方針等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な助言・提言を適宜行っております。
戸倉 剛	取締役	100.0% 11/11回	—	経営及び技術全般における豊かな経験と高い見識に基づく観点から、事業戦略や営業、マーケティング方針等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な助言・提言を適宜行っております。
内田 省寿	取締役	100.0% 11/11回	—	経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく観点から、また独立役員として、中期経営計画や技術・開発の方向性等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な助言・提言を行っております。この他に任意の諮問会議(1回開催)に出席し、適切な助言を行っております。
軒名 彰	取締役	100.0% 11/11回	—	経営全般における豊かな経験と高い見識に基づく観点から、また独立役員として、構造改革や事業戦略等について意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための必要な助言・提言を行っております。この他に任意の諮問会議(1回開催)に出席し、適切な助言を行っております。
高木 晴彦	監査役	100.0% 9/9回	100.0% 7/7回	財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づく観点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。
長島 和彦	監査役	90.9% 10/11回	100.0% 9/9回	財務及び会計に関する相当程度の知見と高い見識に基づく観点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。
杉田 光義	監査役	100.0% 11/11回	100.0% 9/9回	弁護士としての法務に関する豊かな経験と高い見識に基づく観点から、取締役会において適宜発言を行い、必要に応じて説明を求め、また監査役会において適宜質問と意見の表明を行うことにより、独立役員として、取締役の職務の執行に対する適切な監査を行っております。この他に任意の諮問会議(1回開催)に出席し、適切な助言を行っております。

(注) 1. 市村誠氏は当社取締役に、また高木晴彦氏は当社監査役に、それぞれ就任した2020年1月30日以降に開催された取締役会及び監査役会に関する出席状況を記載しております。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾小原光学股份有限公司、台湾小原光学材料股份有限公司、OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD.、Ohara Corporation、OHARA GmbH、小原光学（香港）有限公司、小原光学（中山）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に該当すると判断した場合に、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告します。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案内容を決定します。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制及び方針」について取締役会において決議しております。

その内容は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長執行役員を委員長とする倫理・コンプライアンス委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。当委員会が「企業倫理の基本理念」に基づき制定した「行動規範ガイドライン」を、当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社及びグループ各社の役員及び全従業員に対して、教育等を定期的実施する。業務監査室は倫理・コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況について監査を行う。これらの活動結果は、定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。さらに、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として当社及びグループ各社は「社内通報制度・ヘルプライン」を設置・運営する。
なお、反社会的勢力に対しては、「行動規範ガイドライン」において、「社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関わらない。」という基本方針を定め、実際に反社会的勢力から威圧、業務妨害、不当要求等がなされた場合は、当社及びグループ各社の対応統括部門を各総務部門とし、倫理・コンプライアンス委員会の監督のもと、顧問弁護士、警察等とも緊密な連携を図り、会社組織として反社会的勢力との関係を断固遮断する。また、平素より外部専門機関等から反社会的勢力に関する情報の収集に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、当社及びグループ各社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行うものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
- イ. 職務権限及び意思決定ルール of 遵守
 - ロ. 社内取締役を主な構成員とする経営会議及び役員連絡会の設置・運営
 - ハ. 中期経営計画に基づき、当社及びグループ各社別に目標及び予算を策定し、適時に評価するためのITを活用した月次・四半期業績管理の実施
 - ニ. 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
 - ホ. グループ全体の効率経営を促進し、企業集団としての健全な経営と相互の発展を図るため、関係会社管理規程を制定する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社の定める関係会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。
 - ロ. 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社に内部統制委員会を設置すると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ハ. 当社取締役、各部門長及びグループ各社の社長は、当社及びグループ各社の業務執行の適正を確保するための内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。
 - ニ. 当社業務監査室は、当社及びグループ各社の業務監査を実施し、その結果を内部統制委員会ならびに当社及びグループ各社の業務執行責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指示、実施の支援・助言を行う。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務を効率的に行うため、業務監査室に所属する人員を補助使用人として、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。当該補助使用人の職務執行については、監査役が取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等と業務執行の優先順位を協議することにより、また、補助使用人の人事異動・人事考課等については、代表取締役社長執行役員が事前に監査役と協議することによって、当該補助使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項を適時・適切に報告する体制を整備する。なお、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いは一切行わない。また、監査役が出席する会議については、会議招集通知・議事録回付等の措置が適切に行われ、監査役が定期的に閲覧する資料については、関係資料の回付等の措置が適切に行われる体制を構築する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査をより有用なものとするため、監査役と代表取締役及びその他の取締役との間で適時に意見交換会を設定する。また、業務監査室の他、監査役の個別の指示に基づき、総務部門、経理部門、経営企画部門が監査役の監査実施を適宜補助する体制を構築するとともに、監査役は、必要に応じて会社の費用で、弁護士、会計士、税理士等の専門知識を有する者から監査業務に関する助言を独自に受けられる体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当該方針に記載の項目については、既に基本的な制度や仕組みを整えており、引き続き、適切な運用を行っております。
 - ロ. 倫理・コンプライアンス管理規程に基づくヘルプライン窓口（内部通報窓口）については、当社及びグループ各社でそれぞれ周知し、その活用が図られており、倫理・コンプライアンス委員会及び取締役会において、定期的にその内容が報告されております。
 - ハ. (1) 業務監査室は、内部監査規程に基づき、監査役とも連携を図り、第112期において5回の内部監査を実施いたしました。
(2) 上記(1)の活動結果は、業務監査室より、定期的に内部統制委員会を通して、取締役会に報告されております。また、監査役会には、定期的に活動状況の報告がなされております。
 - ニ. 当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範である「行動規範ガイドライン」を作成するとともに、その徹底を図るため、教育等を定期的実施しております。
第112期においては、パワーハラスメント防止をテーマとして全社員向けコンプライアンス研修を実施いたしました。
また、安全保障貿易管理研修として当社の輸出関連業務担当者を対象に延べ2回実施するとともに、海外子会社（1社）に対してWeb会議形式で研修を実施いたしました。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役会規程、情報システム運用規程、文書管理規程等に基づき、取締役会、経営会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. リスク管理規程に基づき、グループ全体を対象としたリスク管理体制を整えており、定期的にリスクの洗い出し及び見直しを行い、その対策の立案と実施を行っております。
 - ロ. 定期的にリスク管理委員会を開催し、イ. の活動に関するレビューを行うなどグループ全体のリスク管理体制の強化に努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、社外取締役4名（うち独立社外取締役2名）を含む取締役8名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。
 - ロ. 取締役会規程等に基づき、第112期においては取締役会11回、経営会議14回等を開催いたしました。
 - ハ. 当社及びグループ各社の業績については、業務報告やITの活用によってタイムリーな把握に努めており、適時に評価する体制を整えております。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 関係会社管理規程に基づき、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行われる体制としております。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合には都度、当社に報告が行われる体制としております。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該補助使用人の人事異動・人事考課等については、事前に代表取締役と監査役が協議しております。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人より、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルプライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項等について、報告を受けております。
 - ロ. 倫理・コンプライアンス管理規程において、内部通報を行った者に対して不利益を課さないことを保証する旨規定しております。
 - ハ. 取締役会、経営会議等の監査役が出席する会議については、会議招集通知や議事録の回付等を適切に行っております。また、監査役が定期的に閲覧する資料についても、関係資料の回付を適切に行っております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。監査役会は第112期において9回開催し、監査に関する重要な事項について常勤監査役他より報告を受け、協議・決議を行っております。
- また、監査役は、監査役監査を有用なものとするため、代表取締役及びその他の取締役と適時意見交換の場を設けております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と今後の事業拡大のため、必要な内部留保を充実しつつ、株主の皆様に対する安定かつ継続的な利益還元を実施して行くことを基本方針としております。

当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第112期の期末配当は、株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため、株主総会の決議事項としております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	28,438,008	流 動 負 債	7,147,897
現金及び預金	12,553,588	支払手形及び買掛金	876,737
受取手形及び売掛金	4,302,442	電子記録債権	328,750
電子記録債権	978,422	短期借入金	3,713,960
商品及び製品	3,132,047	リース債権	306,260
仕掛品	4,687,260	未払法人税等	77,245
原材料及び貯蔵品	2,341,518	賞与引当金	469,304
その他	494,005	役員賞与引当金	42,634
貸倒引当金	△51,277	環境対策引当金	20,328
固 定 資 産	21,183,266	資産除去債	31,375
有形固定資産	15,897,612	未払の他	774,786
建物及び構築物	4,275,535	固 定 負 債	6,290,259
機械装置及び運搬具	2,122,532	長期借入金	1,942,725
工具器具及び備品	8,623,594	リース債権	1,148,713
土地	308,881	繰延税金負債	1,130,835
使用権資産	184,268	退職給付に係る負債	1,696,832
建設仮勘定	382,800	役員株式給付引当金	80,841
無形固定資産	447,402	資産除去債	90,653
投資その他の資産	4,838,252	その他	199,657
投資有価証券	4,264,161	負 債 の 合 計	13,438,156
長期貸付金	87,000	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	118,651	株 主 資 本	35,909,255
繰延税金資産	264,613	資本金	5,855,000
その他	103,825	資本剰余金	7,959,708
資 産 合 計	49,621,275	利益剰余金	23,597,861
		自己株式	△1,503,314
		その他の包括利益累計額	257,070
		その他有価証券評価差額金	1,090,791
		為替換算調整勘定	124,772
		退職給付に係る調整累計額	△958,494
		非支配株主持分	16,793
		純 資 産 合 計	36,183,118
		負 債 純 資 産 合 計	49,621,275

連結損益計算書

(2019年11月1日から2020年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		17,873,038
売上原価		14,304,096
売上総利益		3,568,941
販売費及び一般管理費		5,293,625
営業外収損		1,724,684
受取利息	50,135	
受取配当金	106,916	
助成金収入	194,381	
保険金の収入	106,805	
その他	116,802	575,040
営業外費用		
支払利息	36,184	
固定資産売却損	13,974	
為替差損	106,278	
持分法による投資損失	5,988	
その他	7,086	169,512
経常損失		1,319,156
減損損失	2,542,318	2,542,318
税金等調整前当期純損失		3,861,475
法人税、住民税及び事業税	311,103	
法人税等調整額	53,986	365,089
当期純損失		4,226,564
非支配株主に帰属する当期純利益		16,793
親会社株主に帰属する当期純損失		4,243,358

連結株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から2020年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2019年11月1日 期首残高	5,855,000	7,959,708	28,207,633	△ 1,503,277	40,519,064
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 366,413		△ 366,413
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失			△ 4,243,358		△ 4,243,358
自 己 株 式 の 取 得				△ 37	△ 37
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 4,609,771	△ 37	△ 4,609,808
2020年10月31日 期末残高	5,855,000	7,959,708	23,597,861	△ 1,503,314	35,909,255

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2019年11月1日 期首残高	1,900,894	179,620	△ 785,653	1,294,862	-	41,813,926
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				-		△ 366,413
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失				-		△ 4,243,358
自 己 株 式 の 取 得				-		△ 37
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 810,102	△ 54,848	△ 172,841	△ 1,037,792	16,793	△ 1,020,999
連結会計年度中の変動額合計	△ 810,102	△ 54,848	△ 172,841	△ 1,037,792	16,793	△ 5,630,807
2020年10月31日 期末残高	1,090,791	124,772	△ 958,494	257,070	16,793	36,183,118

貸借対照表
(2020年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		12,124,676	流動負債		4,692,651
現金及び預金	金形	3,517,540	支払手形	形務金	23,160
受取手形	債権	38,421	支子記録債	務金	256,657
電子記録債	権金	735,119	買短期掛借	入金	401,159
売掛金	品	1,901,047	1年以内返済予定の長期借入金	務金	2,140,000
商品及び製品	品	1,277,208	リース債	務金	725,600
仕掛品	品	3,214,874	未払金	務金	197,498
原材料及び貯蔵品	品	604,536	未払法人税等	金	427,233
前払費用	用金	13,052	預賞役環	等	105,523
未収入金	金	145,313	員境對策引当金	金	340
関係会社短期貸付金	金	540,000	固定資産購入支払手形	金	47,068
関係会社立替金	金	131,269	固定資産購入電子記録債	金	173,513
その他の金	金	6,760	長期借入金	金	4,000
貸倒引当金	金	△466	長期未払金	金	20,328
固定資産		20,448,946	繰上金	金	68,245
有形固定資産		10,668,697	繰上金	金	102,321
建物	物	939,831	繰上金	金	4,021,342
機械及び装置	物	905,430	繰上金	金	1,673,600
車両運搬具	具	3,461	繰上金	金	610,679
器具備品	品	8,441,757	繰上金	金	146,590
土地	地	24,029	繰上金	金	494,261
建設仮勘定	定	354,187	繰上金	金	925,454
無形固定資産		426,626	繰上金	金	80,841
ソフトウェア	ア	67,693	繰上金	金	89,837
ソフトウェア仮勘定	定	358,933	繰上金	金	76
投資その他の資産		9,353,622	負債合計		8,713,993
投資有価証券	券	1,106,459	純資産の部		
関係会社株式	式	3,563,864	株主資本		22,768,837
関係会社出資金	金	1,235,910	資本金		5,855,000
関係会社長期貸付金	金	3,398,500	資本剰余金		7,959,521
関係会社長期立替金	金	1,911,945	資本剰余金		7,930,598
長期前払費用	用	3,988	資本剰余金		28,923
その他の金	金	23,164	資本剰余金		10,457,630
貸倒引当金	金	△1,890,209	資本剰余金		125,000
資産合計		32,573,623	資本剰余金		10,332,630
			資本剰余金		313,000
			資本剰余金		43,670
			資本剰余金		10,660,500
			資本剰余金		△684,539
			資本剰余金		△1,503,314
			資本剰余金		1,090,791
			資本剰余金		1,090,791
			資本剰余金		23,859,629
			資本剰余金		32,573,623

損益計算書

(2019年11月1日から2020年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,207,595
売上原価		8,493,217
売上総利益		714,377
販売費及び一般管理費		2,993,978
営業損		2,279,600
営業外収益		
受取利息	27,200	
受取配当金	1,054,188	
助成金収入	103,620	
保険収入	106,672	
その他の	156,367	
営業外費用		1,448,049
支払利息	21,164	
試作品加工代	3,212	
固定資産除却損	2,790	
為替差損	29,160	
その他の	3,780	
経常損		60,108
特別利益		891,659
貸倒引当金戻入額	97,118	97,118
特別損		
減損	1,996,339	
関係会社株式評価損	1,141,719	
貸倒引当金繰入額	300,516	
税引前当期純損失		3,438,575
法人税、住民税及び事業税	42,255	4,233,117
法人税等調整額	△1,514	40,741
当期純損失		4,273,858

株主資本等変動計算書

(2019年11月1日から2020年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
					研究基金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	
2019年11月1日 期首残高	5,855,000	7,930,598	28,923	7,959,521	125,000	313,000	47,107	10,660,500
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金取崩				-			△3,437	
剰余金の配当				-				
当期純損失				-				
自己株式の取得				-				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△3,437	-
2020年10月31日 期末残高	5,855,000	7,930,598	28,923	7,959,521	125,000	313,000	43,670	10,660,500

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純 資 産 計
	利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計					
2019年11月1日 期首残高	3,952,294	15,097,902	△1,503,277	27,409,146	1,900,894	1,900,894	29,310,041
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金取崩	3,437	-		-		-	-
剰余金の配当	△366,413	△366,413		△366,413		-	△366,413
当期純損失	△4,273,858	△4,273,858		△4,273,858		-	△4,273,858
自己株式の取得		-	△37	△37		-	△37
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-		-	△810,102	△810,102	△810,102
事業年度中の変動額合計	△4,636,834	△4,640,271	△37	△4,640,308	△810,102	△810,102	△5,450,411
2020年10月31日 期末残高	△684,539	10,457,630	△1,503,314	22,768,837	1,090,791	1,090,791	23,859,629

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年12月14日

株式会社オハラ
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐山正則	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中野敦夫	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	白田賢太郎	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オハラの2019年11月1日から2020年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オハラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年12月14日

株式会社オハラ
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐山正則	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中野敦夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	白田賢太郎	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オハラの2019年11月1日から2020年10月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年11月1日から2020年10月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、業務監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年12月15日

株式会社オハラ 監査役会

常勤監査役 原田 洋 宏 ㊞

社外監査役 高木 晴 彦 ㊞

社外監査役 長島 和 彦 ㊞

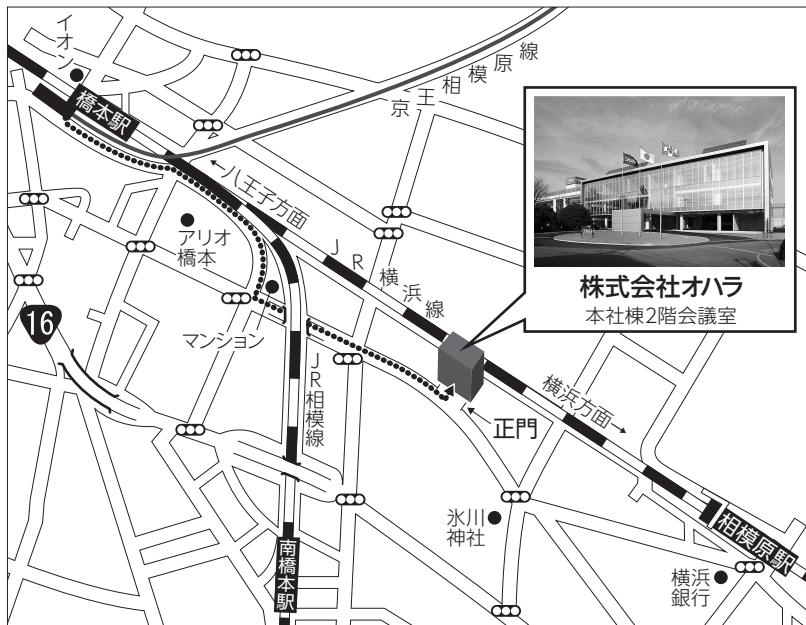
社外監査役 杉田 光 義 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場：神奈川県相模原市中央区小山1丁目15番30号
当社 本社棟 2階 会議室
TEL 042-772-2101 (代)

会場が昨年と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。
昨年は公共施設を使用しておりましたが、緊急事態宣言の発出などによる閉鎖の可能性を考慮し、自社の会議室に変更いたしました。



<交通> JR横浜線、JR相模線、京王相模原線 橋本駅 南口より徒歩約20分
JR横浜線 相模原駅 南口より徒歩約20分

■ 橋本駅南口からの無料シャトルバスのご案内



無料シャトルバス運行時刻表
9:10、9:25、9:40

※シャトルバス乗り場には案内係がおります。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。